

○岐南町学童保育条例施行規則

平成 8 年 3 月 22 日

規則第 3 号

改正 平成 9 年 3 月 24 日規則第 8 号
平成 14 年 3 月 12 日規則第 6 号
平成 17 年 3 月 31 日規則第 12 号
平成 19 年 1 月 19 日規則第 2 号
平成 19 年 12 月 28 日規則第 20 号
平成 23 年 3 月 29 日規則第 10 号
令和元年 12 月 24 日規則第 29 号
令和 2 年 4 月 10 日規則第 14 号
令和 2 年 6 月 22 日規則第 15 号
令和 2 年 9 月 24 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岐南町学童保育条例（平成 8 年岐南町条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）又は条例において使用する用語の例による。

(開設人数)

第 3 条 条例第 3 条で定める人数は、年度当初 5 人以上とする。

(休室日)

第 4 条 学童保育室（以下「保育室」という。）の休室日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、休室日を変更し、又は臨時に休室することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）（前号の休日を除く。）

(開設時間)

第 5 条 保育室の開設時間は小学校の放課後から午後 7 時までとし、羽島郡町立小・中学校管理規則（平成 26 年郡二町教委規則第 4 号）に規定する夏季休業日、秋季休

業日、冬季休業日、学年末及び学年始め休業日（以下、「長期休業日」という。））、土曜日並びに臨時休業日は最長午前7時から午後7時までとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、変更することができる。

（指導員）

第6条 指導員は、保育室に入室した学童の指導をする。

（入室の申請等）

第7条 学童を保育室に入室させようとする保護者は、学童保育室入室申請書（様式第1号）に、学童が条例第5条に規定する監護に欠ける状態であることを証する書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 土曜日学童保育の利用を希望する児童の保護者は、土曜日学童保育申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前2項の規定による申請があったときは、その要否を決定し、学童保育室入室決定・却下通知書（様式第3号）により当該保護者に通知するものとする。

（退室の手続）

第8条 保育室を退室させようとする保護者は、学童保育室退室届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（長期欠席の手続）

第9条 保育室を1か月以上3か月以内の期間において長期欠席させようとする保護者は、学童保育室長期欠席届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（申請内容及び決定内容の変更等の申請）

第10条 第7条に規定する申請内容又は決定内容について変更が生じたときは、学童保育利用変更申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その要否を決定し、学童保育利用変更決定・却下通知書（様式第7号）により当該保護者に通知するものとする。

（届出）

第11条 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学童保育状況変更届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（1）学童又は保護者の住所、氏名又は家族構成に変更があったとき。

（2）保護者の勤務先、送迎者又は送迎時刻等に変更があったとき。

（保育料）

第12条 条例第9条の規定により定める保育料の月額、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、長期休業日及び土曜日における保育料は、別表第2のとおりとする。

3 保育料の納付期限は、当月分にあつては当月末日（12月にあつては町長が指定する日）、長期休業日分にあつては次の各号に掲げる期日とする。ただし、納付期限が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たる場合にあつては、その直後の土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

(1) 学年始め休業日 4月30日

(2) 夏季休業日 8月31日

(3) 秋季休業日 10月31日

(4) 冬季休業日 1月31日

(5) 学年末休業日 3月31日

4 月又は長期休業日の中途において、入室し、退室し、長期欠席し、又は利用日に欠席する場合については、当該月又は長期休業日の期間分の保育料全額を納付しなければならない。ただし、町長は、保護者の責めに帰すことのできない事由により、学童保育室を利用できなくなったときは、その一部又は全部を返還することができる。

（保育料の減免）

第13条 条例第10条の規定により保育料の減額又は免除を受けようとする者は、年度ごとに、学童保育料減免申請書（様式第9号）に、減免理由を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項による申請があつたときは、その実態を調査し、減免の可否を学童保育料減免決定（却下）通知書（様式第10号）により申請者に通知するとともに、減免を必要と認める者に対しては、次の各号のとおり減免を行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯 次項に定める減免の対象期間における保育料の全額

(2) 前号に掲げるほか、町長が特別の理由があると認める世帯 次項に定める減免の対象期間における保育料のうち、町長が適当と認める額

3 減免の対象期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号による減免に該当する世帯 第1項の規定による申請があつた日の属する月の翌月（長期休業日にあつては申請があつた日後の直近にその初日を

迎える長期休業日) から当該理由が消滅した日の属する月又は長期休業日まで

(2) 前項第2号に該当する世帯 町長が適当と認める期間

4 第2項の規定によって保育料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに学童保育料減免理由消滅届(様式第11号)により町長に届け出なければならない。

5 町長は、減免の理由が消滅したにもかかわらず、前条に規定する届を提出しないとき、又は申請の理由等に虚偽の事実があると判断したときは、当該減免の決定を取り消すとともに、学童保育料減免決定取消通知書(様式第12号)により、その旨を保育料の減免を受けている者に通知するものとする。この場合において、当該減免を受けている者は、既に減免をした保育料の全部又は一部を納付しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る保育料の特例)

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、町長が学童保育の利用自粛を要請した場合における保育料の減免その他必要事項は、第13条の規定にかかわらず、町長が別に定めるところによる。

(学童保育実施日数の変更に伴う保育料の特例)

3 保育料について、新型コロナウイルス感染症の影響により学童保育実施日数が急遽変更となる場合は、条例及びこの規則の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 保育料の月額 次のア及びイに掲げる場合に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 長期休業日が含まれなくなった月 5,000円

イ 別表第1で定める保育料/当該月の変更前の学童保育実施日数×当該月の変更後の学童保育実施日数

(2) 長期休業日における保育料の額 別表第2で定める保育料/当該月の変更前の長期休業学童保育実施日数×当該月の変更後の長期休業学童保育日数

附 則（平成 9 年規則第 8 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 6 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 12 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 2 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 20 号）

この規則は、平成 19 年 12 月 28 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 10 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 29 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 町長は、この規則の施行の前においても、事業の利用に関し、必要な準備行為をすることができる。

附 則（令和 2 年規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 17 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 町長は、この規則の施行の前においても、事業の利用に関し、必要な準備行為をすることができる。

別表第 1（第 12 条関係）

| 期間 | 保育料 |
|-----|---------|
| 4 月 | 4,000 円 |

| | |
|---------------|--------|
| 7月 | 3,000円 |
| 8月 | 1,500円 |
| 10月、12月、1月、3月 | 4,500円 |
| それ以外の月 | 5,000円 |

別表第2（第12条関係）

| 区分 | 期間 | 保育料 | 延長料金 | | |
|---------------|---------|--------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 午前7時から午前8時まで | 午後5時から午後6時まで | 午後5時から午後7時まで |
| 長期休業日学童 保育 | 学年始め休業日 | 1,800円 | 700円 | 700円 | 1,200円 |
| | 夏季休業日 | 9,100円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |
| | 秋季休業日 | 1,300円 | 600円 | 600円 | 800円 |
| | 冬季休業日 | 1,300円 | 400円 | 400円 | 500円 |
| | 学年末休業日 | 1,300円 | 400円 | 400円 | 600円 |
| 土曜日学童保育 | 1日 | | | | 500円 |

様式第1号（第7条関係）

年度岐南町学童保育室入室申請書

岐南町長 宛



| | |
|------------|--|
| 名簿入力 | |
| | |
| 学童保育室受付年月日 | |
| | |

次のとおり学童保育を利用したいので申請します。また、学童保育運営のために、必要に応じて、町が就労状況及び世帯状況を調査・確認すること及び羽島郡二町教育委員会、岐南町障害福祉担当課、在籍している小学校及び出身保育施設との間で当該児童に係る情報を共有することに同意します。

| | | | | |
|-----------|-----------------|---|---|---|
| ● 申請者 | 申請日 | 年 | 月 | 日 |
| 住所 〒..... | 電話番号（自宅） () | — | | |
| 保護者氏名 | 携帯電話（父） () | — | | |
| ④ | 携帯電話（母） () | — | | |

● 利用児童について（新規・更新）

※ 年度中に学童保育を1度でも利用された方は「更新」に、それ以外は「新規」に「○」をつけて下さい。

| | | | |
|------|-----|---------|---------------------------------|
| フリガナ | 性別 | 児童の生年月日 | 通学する小学校 |
| 児童氏名 | 男・女 | 年 月 日生 | _____小学校_____年生 (申請年度4月1日時点) |

● 利用希望形態

| | | | |
|---------------------------------------|---|---|--|
| 利用希望形態 該当する箇所に 必ず☑を付けて ください。 | <input type="checkbox"/> 通常学童保育（授業日）※振替休業日も利用できます。 （利用開始日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 長期休業日保育 <input type="checkbox"/> 土曜日学童保育（利用前に、土曜日保育申請書を提出してください。） | | |
| 長期休業日 | 長期休業日保育に☑を付した方は、利用する期間・時間帯に☑を付けてください。 | | |
| 利用希望期間 | <input type="checkbox"/> 学年始め休業日 <input type="checkbox"/> 夏季休業日 <input type="checkbox"/> 秋季休業日 <input type="checkbox"/> 冬季休業日 <input type="checkbox"/> 学年末休業日 | | |
| 利用希望時間 | <input type="checkbox"/> 午前7時～午前8時 | <input checked="" type="checkbox"/> 午前8時～午後5時 | <input type="checkbox"/> 午後5時～午後6時 <input type="checkbox"/> 午後5時～午後7時 |

● 児童の様子（該当するものに○を付し、内容を記入してください。）

| | | | |
|----------------|---|--------------|-----|
| 食物アレルギーの有無 | 無・有 () | 療育手帳の有無※ | 無・有 |
| 通所受給者証の有無※ | 無・有 (支援の種類：) | 身体障害者手帳の有無※ | 無・有 |
| 特別児童扶養手当証書の有無※ | 無・有 | 精神保健福祉手帳の有無※ | 無・有 |
| 在籍（予定）クラス | 通常学級・特別支援学級・通常学級に在籍し、通級指導教室への通室 特別支援学級又は通級指導教室の種別（) | | |

※手帳等の写しを添付してください。

| |
|-------------------------|
| <p>■裏面も ご記入ください</p> |
|-------------------------|

● 利用児童の家庭の状況（申請年度4月1日時点）

| | | | | | | | |
|----------------------|------|----------|----|----------|------------------------|-----------------|-----|
| 同居家族の状況 (利用児童を除く) | フリガナ | 利用児童との続柄 | 性別 | 勤務先（就学先） | 年齢 (申請年度 4月1日時点) | 備考 (勤務先電話番号) | |
| | 氏名 | | | | | | |
| | | | | | | | 男・女 |
| | | | | | | | 男・女 |
| | | | | | | | 男・女 |
| | | | | | | | 男・女 |
| | | | | | | | 男・女 |
| | | | | | | | 男・女 |
| | | | | | | | 男・女 |
| | | | | | | | 男・女 |

| | | | | |
|----------|----|----|------------------------|------|
| 別居祖父母の状況 | 氏名 | 住所 | 年齢 (申請年度 4月1日時点) | 電話番号 |
| | 父方 | | | |
| | | | | |
| | 母方 | | | |
| | | | | |

● 送迎について

| | 送迎者氏名 | 続柄 | 勤務時間 | 自宅・職場からの 所要時間 | 送迎時刻 |
|---|-------|----|--------------|------------------|------|
| 送 | | | 時 分 ～ 時 分 | | 時 分 |
| 迎 | | | 時 分 ～ 時 分 | | 時 分 |

● その他

日常生活の中で注意する事柄を記入してください。

※病歴、性格、生活習慣、友達関係等

様式第2号（第7条関係）

| | |
|------------|--|
| 名簿入力 | |
| | |
| 学童保育室受付年月日 | |
| | |

| | |
|--|------------------|
| 年 月 日 岐南町長 宛 保護者住所..... 保護者氏名..... [㊤] 電話番号..... 土曜日学童保育申請書 _____月 土曜日学童保育について次のとおり申請します。 | |
| 通常学童 保育教室 | 東・西・北 小学童保育（ 学年） |
| ふりがな 児童氏名 | 生年月日 年 月 日 |
| 利用日時 | 年 月 日 : ~ : |
| | 月 日 : ~ : |
| | 月 日 : ~ : |
| | 月 日 : ~ : |
| | 月 日 : ~ : |
| <土曜日保育料> 1回 500円× _____回 計 _____円 | |
| <緊急連絡先>① ② | |
| <備考> | |

※申請は、利用希望月の前月15日までとなります。学童保育室に提出してください。
 ※納付されました保育料は、日割計算返納はできませんので、申請日数はお間違えのないようお願いいたします。

様式第3号（第7条関係）

決 定
学 童 保 育 室 入 室 通 知 書
却 下

年 月 日

保護者

様

岐南町長

（公印略）

決定
学童保育室への入室については、下記のとおり いたしましたから通知します。
却下

記

| | | | |
|---------|-----------------|------|--|
| 児 童 名 | | 生年月日 | |
| 入室措置期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 保 育 料 | | | |
| 納 入 方 法 | | | |
| 却 下 理 由 | | | |
| 備 考 | | | |

審査請求

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に岐南町長に対し審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、岐南町を被告として（訴訟において岐南町を代表する者は岐南町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

| | |
|------------|--|
| 名簿入力 | |
| | |
| 学童保育室受付年月日 | |
| | |

様式第4号（第8条関係）

学 童 保 育 室 退 室 届

年 月 日

岐南町長 宛

住 所 岐南町 _____

保護者氏名 _____ ⑨

電話番号 _____

学童保育の利用について、次のとおり退室（利用の取消又は中止）したいので届けます。

| フリガナ | 性別 | 児童の生年月日 | 通学する小学校 |
|--|---|---------|---------------------------------|
| 児童氏名 | 男・女 | 年 月 日生 | _____小学校_____年生 (届出年度4月1日時点) |
| 利用の取消又は中止内容 ※該当する箇所に☑を付し、内容を記入してください。 ※利用の開始前に取消する場合は、退室日の記入は不要です。 | <input type="checkbox"/> 通常学童保育（_____年_____月_____日付け） | | |
| | <input type="checkbox"/> 土曜日学童保育（_____月分） | | |
| | 長期休業日学童保育 | | |
| | <input type="checkbox"/> 学年始め（_____年_____月_____日付け） | | |
| | <input type="checkbox"/> 夏（_____年_____月_____日付け） | | |
| | <input type="checkbox"/> 秋（_____年_____月_____日付け） | | |
| | <input type="checkbox"/> 冬（_____年_____月_____日付け） | | |
| <input type="checkbox"/> 学年末（_____年_____月_____日付け） | | | |
| 退室理由 | | | |

※退室される場合は、通常学童保育、土曜日学童保育については退室する月の前月25日までに、長期休業日学童保育については長期休業日学童の開始日の5日前までに提出してください。

※月又は長期休業日の中で退室した場合も、その期間の保育料全額を納めていただきます。日割計算は行いません。

様式第5号(第9条関係)

学 童 保 育 室 長 期 欠 席 届

| | |
|------------|--|
| 名簿入力 | |
| | |
| 学童保育室受付年月日 | |
| | |

年 月 日

岐南町長 宛

住 所 岐南町 _____

保護者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

学童保育の利用について、次のとおり長期欠席したいので届け出ます。

| フリガナ | 性別 | 児童の生年月日 | 通学する小学校 |
|--------|--------------|---------|---------------------------------|
| 児童氏名 | 男・女 | 年 月 日生 | _____小学校_____年生 (届出年度4月1日時点) |
| 長期欠席期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | | |
| 長期欠席理由 | | | |

- ※長期欠席される場合は、長期欠席する月の前月25日までに提出してください。
- ※長期欠席期間は1か月以上3か月以内とし、これを超える場合は退室していただきます。
- ※月の途中で長期欠席し、又は復帰した場合も、その期間分の保育料全額を納めていただきます。日割計算は行いません。

| | |
|------------|--|
| 名簿入力 | |
| | |
| 学童保育室受付年月日 | |
| | |

様式第6号（第10条関係）

学童保育利用変更申請書

年 月 日

岐南町長 宛

住 所 岐南町

保護者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

学童保育の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

| フリガナ | 性別 | 児童の生年月日 | 通学する小学校 |
|------|-----|---------|---------------------------------|
| 児童氏名 | 男・女 | 年 月 日生 | _____小学校_____年生 (申請年度4月1日時点) |

<申請内容> 該当する箇所にはを付し、内容を記入してください。

| | | |
|-----------------------------------|----------|----------|
| 通常学童保育 | 変更前 | 変更後 |
| <input type="checkbox"/> 利用開始日の変更 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 長期休業日学童保育 | 変更前 | 変更後 |
| <input type="checkbox"/> 利用時間の変更 | 時～ 時 | 時～ 時 |
| <input type="checkbox"/> 利用時期の変更 | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 土曜日学童保育 | 変更前 | 変更後 |
| <input type="checkbox"/> 利用時間の変更 | 時 分～ 時 分 | 時 分～ 時 分 |
| <input type="checkbox"/> 利用日の変更 | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |

<理由>

※通常学童保育、土曜日学童保育については、学童保育の利用変更を希望する月の前月25日までに、長期休業日学童保育については、長期休業日学童保育の開始日の5日前までに提出してください。

様式第7号（第10条関係）

決 定
学 童 保 育 利 用 変 更 通 知 書
却 下

年 月 日

保護者

様

岐南町長

（公印略）

決定

学童保育利用変更については、下記のとおり

いたしましたから通知します。

却下

記

| | | | |
|---------|-----------------|------|--|
| 児 童 名 | | 生年月日 | |
| 入室措置期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 利 用 時 間 | | | |
| 利用時期（日） | | | |
| 保 育 料 | | | |
| 却 下 理 由 | | | |
| 備 考 | | | |

審査請求

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に岐南町長に対し審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、岐南町を被告として（訴訟において岐南町を代表する者は岐南町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第8号（第11条関係）

学 童 保 育 状 況 変 更 届

| | |
|------------|--|
| 名簿入力 | |
| | |
| 学童保育室受付年月日 | |
| | |

年 月 日

岐南町長 宛

住 所 岐南町 _____

保護者氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

学童保育の利用について、次のとおり変更したいので届け出ます。

| フリガナ | 性別 | 児童の生年月日 | 通学する小学校 |
|------|-----|---------|---------------------------------|
| 児童氏名 | 男・女 | 年 月 日生 | _____小学校_____年生 (届出年度4月1日時点) |

<変更内容> 該当する箇所に☑を付し、内容を記入してください。

| | | |
|----------------------------------|--|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 住所変更 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| <input type="checkbox"/> 氏名変更 | 変更前 | 変更後 |
| <input type="checkbox"/> 家族構成変更 | <input type="checkbox"/> 家族が増えた 氏名： _____ <input type="checkbox"/> 家族が減った 生年月日： _____ | |
| <input type="checkbox"/> 保護者等の状況 | 氏名 _____ 続柄 _____ 年 月 日 就職 ※勤務証明書を添付してください。 年 月 日 退職 | |
| <input type="checkbox"/> 送迎者 | 変更前 送：氏名 _____ 続柄： _____ 迎：氏名 _____ 続柄： _____ | |
| | 変更後 送：氏名 _____ 続柄： _____ 迎：氏名 _____ 続柄： _____ | |
| <input type="checkbox"/> 送迎時刻 | 変更前 | |
| | 送： _____ 時 _____ 分 | 送： _____ 時 _____ 分 |
| | 迎： _____ 時 _____ 分 | 迎： _____ 時 _____ 分 |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |

※変更があるときは、速やかに提出してください。

様式第9号（第13条関係）

学 童 保 育 料 減 免 申 請 書

| | |
|------------|--|
| 名簿入力 | |
| | |
| 学童保育室受付年月日 | |
| | |

年 月 日

岐南町長 宛

住 所 岐南町 _____

保護者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

学童保育料の減免を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、減免の審査に伴い、町が生活保護受給状況等を調査することに同意します。

| フリガナ | 性別 | 児童の生年月日 | 通学する小学校 |
|------|-----|---------|---------------------------------|
| 児童氏名 | 男・女 | 年 月 日生 | _____小学校_____年生 (申請年度4月1日時点) |

<申請内容> 該当する箇所に☑を付し、内容を記入してください。

| | |
|--------|--|
| 減免理由 | <input type="checkbox"/> 生活保護法による保護を受けている世帯のため。 <input type="checkbox"/> その他（減免申請する理由を具体的に記入すること） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ |
| 減免希望期間 | |

※減免希望期間は、減免理由がその他に該当する場合のみ記入すること。

様式第 10 号 (第 13 条関係)

学 童 保 育 料 減 免 決 定 (却 下) 通 知 書

年 月 日

保護者

様

岐南町長

(公印略)

申請のありました学童保育料の減免については、下記のとおり決定・却下しましたので通知します。

記

| 児童氏名 | | 生年月日 | |
|--------|--------|-------------|-------------|
| | | 在籍小学校 | ____小学校__年生 |
| 区 分 | 決 定 | 減免対象 期 間 | |
| | | 決定理由 | |
| | | 減免額等 | |
| | 却 下 | 却下理由 | |
| 備考 | | | |

※減免を受ける理由が消滅したときは、速やかに学童保育料減免理由消滅届を提出してください。

審査請求

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に岐南町長に対し審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、岐南町を被告として(訴訟において岐南町を代表する者は岐南町長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

| | |
|------------|--|
| 名簿入力 | |
| | |
| 学童保育室受付年月日 | |
| | |

様式第 11 号 (第 13 条関係)

学 童 保 育 料 減 免 理 由 消 滅 届

年 月 日

岐南町長 宛

住 所 岐南町 _____

保護者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

学童保育料の減免の理由について、次のとおり消滅しましたので届け出ます。

なお、本届出内容の確認に当たり、町が生活保護受給状況等を調査することに同意します。

| フリガナ | 性別 | 児童の生年月日 | 通学する小学校 |
|--|---|---------|---------------------------------|
| 児童氏名 | 男・女 | 年 月 日生 | _____小学校_____年生 (申請年度4月1日時点) |
| 減免理由消滅日 | 年 月 日 | | |
| 減免理由消滅理由 ※該当する箇所には☑を付し、内容を記入してください。 | <input type="checkbox"/> 生活保護世帯でなくなった。 <input type="checkbox"/> その他 (減免理由が消滅する理由を具体的に記入すること) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ | | |

※学童保育料の減免理由が消滅したときは、速やかに提出してください。

様式第 12 号 (第 13 条関係)

学 童 保 育 料 減 免 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日

保護者

様

岐南町長

(公印略)

申請のありました学童保育料の減免については、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

| 児童氏名 | 生年月日 |
|--------|-------------------------|
| | 在籍小学校 _____ 小学校 ____ 年生 |
| 減免取消理由 | |
| 減免取消日 | |
| 備考 | |

審査請求

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に岐南町長に対し審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、岐南町を被告として(訴訟において岐南町を代表する者は岐南町長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第13条関係)